

## 社会福祉法人岐阜龍谷会役員等の報酬及び費用弁償規程

### （目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人岐阜龍谷会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において「役員等」とは、理事、監事並びに評議員及び法人が役務を依頼する委員等（以下「委員等」という。）をいう。

### （報酬の額）

第3条 役員等の報酬の額は次のとおりとする。

- （1）理 事 日額 5,000円
- （2）監 事 日額 5,000円
- （3）評議員 日額 5,000円
- （4）委員等 日額 5,000円以内

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 役員等については、定款第21条の規定に基づき、各年度の総額が50万円を超えない範囲で支給する。

### （報酬の支給及び費用弁償）

第4条 役員等が理事会及び評議員会に出席したとき又は監査等を行ったときは、前条に定める報酬を支払うものとする。

2 前項の場合において、法人の事務所までに要した交通費又は出張したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。ただし、日当は支給しない。

### （重複支給の禁止）

第5条 役員等で法人の職員である者（以下「役員等兼務職員」という。）に対しては、第2条から前条までに規定する報酬及び費用弁償は支給しない。ただし、役員等兼務職員の勤務を要しない日に役員等兼務職員が理事会若しくは評

議員会に出席し、又は研修若しくは会議に出席した場合は、この限りではない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(法令との関係)

第8条 この規程に定めのないことについては、社会福祉法その他の法令の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程の第2条及び第3条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。